

国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見のポイント：日本への影響を中心に ver.2

2025年8月5日

明日香壽川

<背景>

2025年7月23日、オランダ・ハーグにある国際司法裁判所（ICJ）は、気候変動に関する国家の義務および義務違反の法的帰結に関する勧告的意見を発表した（<https://www.icj-cij.org/case/187>）。これは、ハーグを舞台に、各国政府関係者、世界中の法学者、市民社会が活発に関与した2年間にわたるプロセスの集大成であり、発表の場には国連総会議長や各国代表が出席し、世界各都市でライブ配信された。

この勧告的意見が生まれたきっかけは、約5年前に南太平洋大学の27人の学生が始めたキャンペーンである。それを小島嶼国であるバヌアツ共和国が取り上げ、国連の場での協議を経て、2023年3月29日に、国連総会が下記の二つの質問に対する答えとなる勧告的意見の発出をICJに要求する決議を全会一致で採択した。

質問1：国際法上、国家が持つ、気候システムおよびその他の部分を含む環境を、人類の現在世代および将来世代のために温室効果ガス的人為的排出から保護する義務とは何か？

質問2：これらの義務に違反し、その行為または不作為により気候システムおよび環境の他の部分に対して重大な損害を与えた国家に対する法的帰結、特に 地理的状況や開発水準のため、気候変動の有害な影響により被害を受けたり、特別に影響を受けたり、または特に脆弱な立場にある小島嶼開発途上国（SIDS）を含む国家および気候変動の有害な影響を受ける現在および将来世代の人民および個人に対する法的帰結は何か？

<勧告的意見のポイントと説明>

1. ICJ 勧告的意見は裁判官全員の完全な合意のもとに作られた「気候変動問題のゲーム・チェンジャー」といえる。

<説明>

多くの市民団体や法律家グループは、「気候変動問題の全てを変えるゲーム・チェンジャー」などの表現で極めて好意的に受け止めている。前 UNFCCC 事務局長クリスティナ・フィグーレスは、「もう気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国会議（COP）での新たな協定などは必要ないのでは？」とすら述べている。

そのような「歓喜」の理由としては、内容においてバヌアツなどの島嶼国の要求がほぼ全て通っただけでなく、今回の勧告的意見が、1) 勧告的意見の本文は、裁判所判事全員が合意した、2) 国連総会が要求した質問に対して明確かつ具体的に答えていて曖昧さが少ない、3) 気候訴訟に勝利するための具体的なロードマップになりうる、などがある。

通常、ICJ の 15 人の裁判官の中には他と異なる意見を持つ裁判官が存在し、そのような裁判官は、個別に付加的な意見あるいは声明を文末に載せる。また、往々にして国連文書には「創

造的な曖昧さ (creative ambiguity) 」がある。今回の文書は、本文は全員一致であり、内容がかなりクリアなものであった。さらに、すべての付加的な意見あるいは声明は、より途上国や脆弱な国の意見を尊重し、大量排出国および先進国の責任を明確に問う内容であった。

2. 大量排出国が「国家は気候変動条約で合意した任意の義務しか負わない」と主張しようとしたのに対し、ICJ 勧告的意見は、明確に、たとえ条約や協定の締約国でなくても、すべての国家は国際慣習法 (International Customary Law) 上の義務として、気候システムを保護する義務があるとした。

<説明>

日本政府も含め、大量排出国は、「国家は気候変動枠組条約 (UNFCCC) およびパリ協定で合意した任意の義務しか負わない」と主張した (UNFCCC の目標は曖昧で、パリ協定の目標は各国任せで、かつ目標遵守は法的拘束力がない)。しかし、ICJ は、すべての国は、既存の条約・協定の内容や参加の有無 (米国はパリ協定から脱退) に関係なく、同位 (メッセージとしてはより上位) の包括的・統合的 (アンブレラの) な「国際慣習法」上の義務として、気候システムの保護義務を負うとした。

ちなみに、下記はたまたま見つけた日本の外務省 HP にある「国際慣習法」の説明。

「法というと、通常は文書になっているものを連想しがちですが、国際法では、「国際慣習法」という文書化されていない法が重要な地位を占めています。国際社会においては、国内の議会のような立法機関はなく、国際法の拘束力は国家間の合意によりますが、一定の行為について、国際的な慣行 (一般慣行) が多数の国によって法的に義務的又は正当なものとして認められる (法的確信) ときには、国際慣習法が成立し、国際社会のすべての国家を拘束します。」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2003/gaikou/html/topic/top03_05.html

なお、具体的な国際慣習法としては、「他国に対する Do No Harm (害悪を及ぼさない) ルール」などがある。

3. ICJ 勧告的意見は、国際法のもと、気候システム保護のための具体的な数値目標として、1.5°C がすべての国が達成すべき目標であることを明確に示した。

<説明>

パリ協定とグラスゴー協定で、2°C 目標および 1.5°C 目標が言及されているが、その関係は曖昧だった (2°C と 1.5°C ではかなりカーボンバジェットの大きさが異なり、必要とされる NDC の野心度も大きく異なる)。しかし、ICJ は 1.5°C を各国がめざすべき唯一の温度目標であることを明確にした。このことは、各国の NDC を議論する際に極めて重要な意味を持つ。実際には、ICJ 勧告的意見は、すでに多くの国に被害が出ているので、「1.5°C でも不十分」とまで書いている。

4. 国が定める NDC（国が決定する貢献）のレベル（野心度）については、国家が完全な裁量権を有しているわけではなく、1.5°C目標達成という目的のもと、国際慣習法や人権法に基づく（パリ協定などに対して）追加的な義務を負っていることを明確にした。

<説明>

これは画期的で、日本政府にとって衝撃的。なぜなら、日本政府は昨年末から今年にかけての第7次エネルギー基本計画およびNDCの策定過程で、「NDCは国家の裁量で勝手に決められる（カーボン・バジェットの分配に関する国際ルールは存在しない）」と主張していたから。しかし、ICJ勧告的意見は、このような国の裁量権を完全否定した。また、NDC設定については、共通だが差異のある責任と能力（CBDR-RC）、公平性（equity）、蓄積排出量、歴史的排出量、一人あたり（per capita）排出量、発展段階、予防原則などを指標や原理として考慮すべきとした（ここで挙げられている指標には、日本政府や一部の審議会委員が主張した「限界削減コスト均等」は入っていない！）。さらに、それらの義務は、人権法に基づく義務でもあった。この「気候変動の被害は人権侵害で人権法違反」という主張も、これまでの日本での気候訴訟では裁判官に無視されてきた。

5. 国家が温室効果ガス（GHG）排出から気候システムを保護するための適切な措置を講じないこと（化石燃料の生産、消費、化石燃料探査許可の付与、または化石燃料補助金提供を含む）が、その国家に帰属する国際法上の不法行為を構成する。

<説明>

化石燃料使用などを具体的な不法行為と定義したのはすごい。これで、日本政府がやっているような化石燃料補助金（容量市場や長期脱炭素オークションなど）は国際法違反になる（少なくとも、そのような主張は十分に可能）。

6. ICJ勧告的意見は、国家責任法に基づく国際的な義務として、そうした気候変動を促すような不法行為を停止する義務があること、被害と加害の因果関係（causation）および帰属性（attribution）も、科学的知見によって確立可能であるとした。また、企業の排出に対しても国家が責任を持つとした。

<説明>

大量排出国は、気候変動被害と温室効果ガス排出の因果関係および帰属性を明確化するのは無理と主張してきた（日本での気候訴訟における国・企業などの被告の主張も同じ）。しかし、ICJ勧告的意見は、科学的に気候変動被害と温室効果ガス排出の因果関係を明らかにするのは可能とした。

ここは少し弱いと言うか、少し曖昧な書き方をしているように思えるものの、ICJ勧告的意見は、前述のように「化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料炭素許可の付与、または化石燃料の補助金供与」を国際法上の不法行為として明記しているので、そのような事実と現在および歴史的排出量の大きさなどで、「科学的」に因果関係および帰属性の両方を立証する（で

きる)と読める。また、自国企業の排出を制限するのに十分に必要な規制措置をとっていない場合も国の不法行為となる。なので、いろいろな形で国の責任を問う道筋(ロードマップ)を ICJ 勧告的意見は提供している。

7. ICJ 勧告的意見は、清潔で健康的で持続可能な環境における人権は、他の基本的人権の享受に不可欠であるとした。

<説明>

前述のように、日本の裁判所は、「清潔で健康的で持続可能な環境における人権」の存在や「清潔で健康的で持続可能な環境における人権を享受する権利」の存在を明確にしていなかった。他の基本的人権とも結びつけたことで、日本での気候訴訟に関わる原告への強いサポートになる。

8. ICJ 勧告的意見は、Justice(公正)や equity(公平・衡平)を多くの文脈で取り上げていて、通奏低音としている。基本的に島嶼国や途上国が主張してきた CBDR を重視していて、かつ世代間の公平性についても多くの箇所で言及している。

<説明>

COP の歴史は、先進国と途上国間の CBDR の位置付けに関する戦いの歴史と言っても過言でなく、最近では途上国が先進国に押され気味だった。しかし、ICJ 意見が CBDR をかなり持ち上げているので、COP でも CBDR が息を吹き返す可能性が高い。

9. ICJ 勧告的意見は、気候危機という文脈において、被害を受けている国々が大排出国に対して行動の停止、回復(原状回復)、損害賠償を求めることはできるとした。

<説明>

ICJ 勧告的意見は、責任不履行や不法行為の法的帰結として、かなり具体的に賠償の可能性について議論している。これによって国や企業に対して、不法行為を問うだけでなく、賠償を要求する訴訟は飛躍的に増大すると予想される。当然、COP での「損失と被害(loss and damage)」に関する国際交渉の議論にも影響する。

10. ICJ 勧告的意見は、「ノン・ルフールマン(不送還)」の義務、すなわち、気候の脆弱性によって避難してきた難民は保護されなければならない、生命の危険があるような状況下で彼らを母国に送り返すことは許されない、という義務の存在について言及した。

<説明>

昨年、ニュージーランドにいて環境難民申請をしている人に対してニュージーランドの人権委員会は難民認定とは関係なく、国外退去(送還)するべきでないという判断をしている。今後は、このようなケースがより増大すると思われる。

11. ICJ 勧告的意見では、国家が成立した後、その構成要素の一つが（水没などで）消失しても、必ずしもその国家の主権が失われるわけではないとした。

<説明>

これは海面上昇により領土の完全性が脅かされている小島嶼国にとってすごく重要な点であった。日本にとっても領土問題という意味で重要となる可能性がある。

12. 昨年3月に日本政府は、ICJ 勧告的意見の策定過程で、下記のような政府意見を提出している。しかし、日本政府の主張はICJの勧告的意見で悉く否定されている。

Obligations of States in Respect of Climate Change (Request for Advisory Opinion), Written Statement of the Government of Japan, 22 March 2024.

<https://www.mofa.go.jp/files/100766813.pdf>

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100766816.pdf>

<説明>

日本政府は、上記の政府意見においてロシア政府や米国政府などと同様に、1) 気候変動枠組条約やパリ協定は国際慣習法よりも優先されるべき、2) 国家に歴史的排出責任はない、3) 国際違法行為の責任の所在を特定することはできない、4) パリ協定における損害に関する規定は、第8条（気候変動の悪影響に伴う損失及び損害（loss and damage）の回避、最小限化及び対処）であるが、第8条の実施は協力的な性質であり、2015年のCOP21において、第8条は「いかなる責任や補償も伴うものではなく、その根拠となるものではない」との決定を採択している、などを主張していた。しかし、これらの日本政府の主張は、前述のようにICJ 勧告的意見では見事に全て否定されている。